

会 議 録

会議の名称	平成28年度 第8回日向市子どもの未来応援会議
開催日時	平成29年3月6日（月） 13時30分から16時00分まで
開催場所	日向市健康管理センター2F多目的ホール
出席者	<p>【委員】</p> <p>大谷大学 志賀 信夫 委員 北九州市立大学 坂本 毅啓 委員 九州保健福祉大学 日田 剛 委員 日向公共職業安定所 藤本 奈美 委員 日向市小・中学校校長会 橋本 慎朗 委員 宮崎県教育庁北部教育事務所 足立 佳代 委員 日向市生活相談・支援センター 松永 茂晃 委員 日向市保育協議会 椎屋 浩昭 委員 日向市民生委員児童委員協議会 岩木 恵子 委員 社会福祉法人 浩和会 白浜学園 久光 博之 委員 日向市 P T A協議会 椎葉 哲男 委員 のびのびフリースペース 喜多 裕二 委員 排除しないまちづくり「結い」 片田 正人 委員 日向子ども研究所「絆」 三輪 邦彦 委員 一般社団法人 福丸縁 葛和 義孝 委員 日向市役所 子ども課 栗田 義隆 委員</p> <p>【事務局】</p> <p>日向市役所健康福祉部福祉課課長 水野重信 日向市役所健康福祉部福祉課 黒木宗隆 日向市役所健康福祉部福祉課 伊達忠亮</p>
議 題	1) 「日向市子どもの未来応援推進計画」案の協議について
会議資料の名称 及び内容	1) 第8回日向市子どもの未来応援会議資料 2) 「日向市子どもの未来応援推進計画」案 3) 日向市子どもの未来応援推進計画の推進イメージ案 4) 日向市子ども・若者応援ネット（仮称）イメージ案 5) 子どもの貧困に関する指標 資料) 貧困の定義に関する説明
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録

会議内容

1 開会

事務局：皆さんこんにちは、定刻になりましたので、第8回の日向市こどもの未来応援会議を開催させていただきます。まず、委員さんの欠席ですけれども、延岡児童相談所の大藤委員、学校教育課の鈴木委員が欠席という事で、事前にご連絡をいただいております。久光委員と岩木委員は遅れて出席されるということでご連絡をいただいております。出席者が委員定数の過半数を超えておりますので、会議は成立することをご報告させていただきます。それから、傍聴の関係ですけれども、片田委員と「結い」の方で活動をしていらっしゃる壱岐さん、それから坂本委員の関係で、北九州市立大学の学生さん4名がインターン中でこの会議を傍聴させていただきますので、ご了解いただきたいと思います。それではお手元の資料に基づきまして、順次始めさせていただきます。まず最初に報告ですけれども、第7回会議における質疑に対する検討状況ということで、事務局よりご報告をさせていただきます。

2 報告

1) 第7回会議における質疑に対する検討状況

【事務局より報告】

事務局より第7回会議における質疑に対する検討状況について報告

事務局：以上が第7回の会議で質問やご意見について事務局が現在までに対応した部分という事で、ご報告をいたしました。詳細な内容に関しましては、この後の最終案の提案の中で受付をさせていただきたいと思います。特にご質問等がなければ次の議事に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。ありがとうございます。では、本来の議事という事でこれからの進行は橋本会長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

会 長：皆さん、こんにちは。何度か延岡に行く機会がありまして、高速で延岡に向かうのですが、そこに五ヶ瀬川が流れていて菜の花が咲いていますよね。3kmくらいと聞きましたが、菜の花が咲いていて、早桜が合わせて咲いている。満開を過ぎたあたりでしょうね。そして青空が見える。青と黄色とピンクのコントラストが非常にきれいですね。春だなと感じますね、もう三月に入りました。この間、高校の卒業式でした、今度は中学校、そして小学校ですね。また、お別れの季節が来ているところです。今日は第8回の日向市子どもの未来応援会議ということで、最終回という事ですよ。そしてパブリックコメントの結果に応じてもう一回開催されるかもしれないということです。事務局の方で計画案の方を作っていますので、進行していきたいと思います。では、事務局の方から提案をして頂いてから、検討をしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

3 議事

1) 「日向市子どもの未来応援推進計画」案の協議について

【事務局より提案】

事務局より計画案の修正、追記についての提案

委員：アンケート調査結果も膨大な内容であり、集約の工夫が必要で、現状ではまだまだみえづらい点もあると考えています。私が取り組みの課題としてさらに必要ではと考えるのは、一つ目に日向市における外国籍の保護者と子どもの実態の把握、二つ目に医療関係者から子どもの貧困について支援のありかたをふくめ意見をうかがうことはできないか、三つ目には障がいのある子どもと家族の支援についての三点です。障がいのある子どもと家族の支援については、私もひまわり支援学校の教職員研修に講師として呼んでいただいた機会があったのですが、子どもと家族がどういう実情にあるか、社会的にはなかなか共有されていないのではないかと考えています。養育にかかる家族の負担も大きいし、保護者が就職しづらい状況があると考えます。

会長：計画案をはじめとして今後の取り組みとしてふまえるべき課題についてのご意見でした。事務局、いかがでしょうか。

事務局：一点目の外国籍の保護者と子どもについてですが、例えば外国籍の母子世帯が困窮していながらも、支援制度の利用より、同じ国籍の仲間とのつながりの中でコミュニティを形成して支えあうなど、実情が把握しづらい点もあります。子どもの状況ふくめて、世帯への支援をとおして学校教育課等と連携しながら把握していきたいと考えます。二点目の医療については、ヘルシースタート事業において医療との連携が掲げられており、その中で重点的に展開されていく予定となっています。三点目の障がい児と家族の支援については、障がい福祉係及び障がい者支援係、障がい児者相談支援事業所と連携しながら、困窮の視点から家庭の実情を把握していきたいと考えます。

会長：それぞれ取り組み等が必要な課題だと考えますが、関連してご意見をお願いします。

委員：子どもと医療という点でご意見がありましたので、関連して発言します。例えば産婦人科で出産費用の支払いを保護者が分割でできないかと考えたとしても、受診が実際難しいという点もあります。また妊婦の定期検診には補助がありますが、妊娠の確定検診は自己負担でとなっています。このため確定検診を受診できない人もおり、この段階で何かしらの支援ができたらいいのではないかと考えています。他市には産婦人科が無くなった自治体もあり、小児科や産婦人科の維持も考えていく必要があると思っています。

委員：障がい児をとりまく状況について、例えば放課後の学童保育では、市内の施設が不足し、門川町のあさひ学園やそよかぜらんど、さくらんぼ保育園にも通所している状況です。サービスの機会確保という点で近隣の自治体との連携が必要だと思います。15年ほど前は障がい児をもつ母親の9割は、介護により就職が難しく無職でした。現在は保護者の学童保育の希望に応じ、市外施設をふくめた利用に至っています。

委員：いいでしょうか。家庭が困窮している中で素行不良に至っている子どもの状況も把握をした方がいいのではないのでしょうか。望まない妊娠やたばこの喫煙などです。子

どもの視点からすれば「大人は発散場所があるじゃん」という反動ということにもなります。子どものおかれようは子ども同士がよく知っています。

会 長：3人の委員さんからご意見いただきました。事務局、いかがでしょうか。

事務局：確定診断の助成の必要性については、今後計画の推進の中で、こども課に検討をお願いしていきたいと考えます。障がい児を取り巻く状況については、福祉課内で状況を共有し、近隣自治体との連携の強化を図っていきたいと考えます。最後のご要望につきましては、困窮や家族の機能不全により非行が起こる現実があると思います。今後の支援や庁内連携をとおして把握と対策のあり方について研究していきたいと考えます。

会 長：それぞれ貴重な観点からの委員さんのご意見でしたので、事務局として今後の取り組みの参考にさせていただきたいと思えます。

委 員：計画案の29ページの「子どもの貧困に関する指標」ですが、各指標は現時点では目標として改善の方向性を矢印による現状値の上げ下げで表されているところですが、目標値は設定しないのでしょうか。具体的に何%と出した方がいいのではないのでしょうか。また30ページの指標の「子どもが朝食を毎日食べない、もしくは夕食をひとりで食べる・子どもたちだけで食べる割合」は、年収300万円未満の世帯における割合をあげてはいかがでしょうか。

事務局：指標について、現時点では目標値は定めない方針です。4つの分野で重点施策と関連事業を掲げましたが、それぞれの事業効果の波及により、具体的にどの程度数値として改善できるかどうかは現時点では分析は難しいと考えています。目標値ではなく、市民の協力を得ながら施策の展開と地域の民間支援の推進を進め、現状から改善を果たす成果目標として考えていきたいと思っています。朝食未摂取及び孤食の年収300万円未満の世帯における割合は掲載を検討したいと思えます。

委 員：関連していいですか。目標値は数値を設定するとすれば、結果との因果関係の分析が当然必要で、施策の効果をどう評価するか、相当のプロセスを要します。一方で子どもや保護者が権利にアクセスできているかという観点も必要です。

委 員：今後、計画をどう見直すかにもよりますが、現段階では目標値は設定しない方が適当だと考えます。これらの現状値を改善するのはわかりきったことで、あえて矢印で示すまでもないのではとも思えます。中長期的には目標値を設定すべきです。目標値はその前提としてどのような価値判断を持つかが重要で、例えば計画でとりあげられている年収300万円を困窮を判断する基準とするのも、価値判断としてはかなり恣意的で、判然としないものになります。また、個別の指標の内容に応じて目標設定のたてかたもそれぞれ違ってくると思えます。一定の水準を社会実現するためには、状況の悪い片方には積極的な支援を行い、一方で状況の良い片方には支援をしないという社会実験の考え方も一般的にはありますが、これを公的サービスでやってよいのか、判断しづらいところです。それぞれの事業の効果がどのように影響したかは数年後にわかることで、計画を今後更新した際には、中長期的な目標値は必要だと思えます。また計画案の中の17ページの保護者アンケートの複数回答可の質問項目の回答合計値は、 $n = 2886$ となっていますが、正しくは回答件数1079件の $n = 1079$ になります。ここが違うと各項目結果のパーセンテージのあらわれ方も変わってきます。

す。他のページの同様箇所も訂正をお願いします。

委員：朝食未摂取・孤食の指標での年収300万円未満の世帯における割合は、むしろあげない方がいいと思います。例えば、父母それぞれが年収200万円で世帯収入としては400万円という場合に、両方とも非正規というおかれようの中で結果的に孤食という状態も起こっていると思います。そうした観点からすれば、ここの指標で年収300万円未満の世帯の割合をあげるのは効果的ではないと思います。また計画の中で、生活保護の運用のあり方について記載がありません。例えば生活保護利用者の自動車の保有制限は地方ではむしろ自立の妨げにもなりえると思いますが、どう考えるべきでしょうか。

会長：目標値を設定するかどうかについて意見が集中しています。その他の意見も出されました。事務局いかがでしょうか。

事務局：目標値については設定にあたって相当の経過と事業効果の評価を伴いますので、次回の計画の見直し時に検討することとし、今回は設定しないことにしたいと思います。只今ご指摘のあったアンケート調査の複数回答の合計値は変更します。朝食未摂取及び孤食の年収300万円未満の世帯における割合は、今のご意見をふまえ、掲載しないことにしたいと思います。また、生活保護における自動車の取り扱いは、確かに地方では交通手段として欠かせないところです。自動車の取り扱いも緩和されており、就労実現により保護から自立できる世帯については、最大1年間の間、保有を容認することとなっています。

委員：生活保護における自動車の保有制限は課題として加えてほしいと思います。「第4章基本理念」の三行から五行目なのですが、支援施策をメニュー化すると記載されていますが、これらを届けるという言葉を加えてほしいと思います。支援をメニュー化されても、それにアクセスできなければ権利の保障とはなりません。どうメニューを届けるのかを考える必要があると思います。

事務局：生活保護における自動車保有の制限を課題に掲載することについては、生活保護は国の制度として自治体は法定受託事務として実施しているところですので、現状の要件を課題として掲載するのは難しいところです。インタビュー調査の結果得られたニーズとして紹介をしたいと思います。基本理念の点については、支援施策のメニュー化にプラスして「届ける」を言葉として加えたいと思います。

委員：国が定めた実施要領で生活保護が運用されていることは承知しています。現状の要件故に、自動車を保有しているため生活保護を受けない、必要な支援を受けられないという問題も実際あると思います。

委員：「家庭の日」についていいのでしょうか。第3日曜日が「家庭の日」というのは、宮崎県独自の取り組みで、とある自治体でこの日に学習会を行おうとしたら、公共施設を貸し出してもらえなかったことがありました。日向市ではどのような取り扱いになりますか。

事務局：日向市では「家庭の日」に行事を入れないということにはなっていません。

委員：一律に施設を使わせないとかだけではなく、もっと違う形で「家庭の日」をアピールして、上手く活用してはと思うのですが。

委員：子育ての基本は家庭にありますと限定するのもあまり良くないと思います。家庭によ

ってはそれができない現状がある。例えば共働きで仕事の状況であまり子どもと一緒に居られないなど家庭にとって事情が違ふ。重点施策「家庭の日の周知」の説明文「子育ての基本は家庭にあるとの認識を醸成するため、家庭の日の地域への周知を推進します」では、ひとり親世帯にとっては厳しい。一方でひとり親世帯等へのフォローが必要だと思います。

委員：他市のPTA協議会が「家庭の日」にスポーツ少年団や部活動の公式戦を行わないという申し入れを市に行ったこともあります。部活動や学校行事との兼ね合いもあり、徹底するのは難しいです。とある区で10月の第3日曜日に区の運動会と学校の運動会が重なり、地区から子どもと保護者が一緒に区の運動会に参加して過ごすのも「家庭の日」ではないかという議論になり、学校の運動会の日程を変更したこともあり。いろいろなところに協力をいただかないと「家庭の日」の取り組みは困難です。例えば各施設の「家庭の日」の割引チケットを作るとか、スポーツ少年団や部活動の協力を得ないと、なかなかできないだろうと思います。

委員：いいでしょうか。「第6章 計画の推進へ向けた行政と市民の役割」についてですが、この計画の影響は、東臼杵教育事務所や、私立学校、保健所、他市町村にもまたがりますよね。計画の推進に他市町村等との連携を盛り込む必要があると思います。また子どもの貧困対策は新しい施策ですので、これまでも申し上げていますように市民参画のプロセスを設けることが重要だと思います。計画や施策の形成にあたって、市民が自分の考えや意見を表明できる手立てを常にチャンネルとして広げておく取り組みが必要だと思います。

会長：事務局いかがでしょうか。

事務局：他市町村等との連携の掲載については検討したいと思います。計画や施策の形成の市民参画のプロセスについてですが、今回の計画策定ではパブリックコメントによる意見募集を予定していますが、意見を寄せられる常設の手立てについては、形態をふくめて今後研究したいと思います。

委員：すいません。せっかくインターンの大学生が今日の会議を傍聴されているので、年齢的にも子どもに身近な学生さんから一言ずつでも感想をいただければと思うのですが、いいですか。私の発言の機会を使って。

会長：どうでしょう。みなさん、事務局ふくめて、よろしいですか。

事務局：かまいません。

傍聴者の北九州市立大学からのインターン4名から会議を傍聴しての感想を発言

学生「子どもが未来を描くためには周りの大人がいきいきとした姿をみせることが重要だと思います。そうでないと子ども自身も未来を考える機会が持てないと思います。」

学生「この会議では、それぞれ専門職からの意見が出されて、様々な視点がつままっていると思いました。私が高校生のとき、ひきこもりになった友達が多かったので、ひきこもりの防止に向けた支援の強化が施策としてあげられているのを身近に感じました。」

学生「どこからが虐待なのか、どこまでならしつけとして許されるのか、子どものときは友達と話題にしていました。」

学生「友達になじめない子がどうしたらイライラ感をとりはらっていいのか、会議を聴き

ながら考えさせられました。家庭の日にあわせて、地域で子ども食堂が取り組めれば
いいなと思いました。」

委員：ありがとうございました。突然申し出てすいませんが、頑張っている学生さんの意見を伺える、せっかくの機会だと思ったので。私の意見として一点ですが、計画案の30ページの指標「家族を医療機関に受診させた方がよいと思ったけれども、実際は受診に至らなかった割合」が29.4%という状況なんですけど、制度としては整っているのに受診に至らないということですよ。子ども医療とか、高額療養費の啓発をはじめとした取り組みが必要だと思います。

委員：「家庭の日」ですが、肝心なのは何を目的にしているのかということだと思います。できるものならやっているという実態もあると思うんです。母子家庭のお母さんがダブルジョブとか、共働き世帯とか、家庭での子どもとのふれあいをしたくてもできない。そういう状況をふまえば、「家庭の日の周知」の施策の説明文ですが、「子育ての基本は家庭にあるとの認識を醸成する」ではなく、「社会関係の基本は家庭にあるとの認識を醸成する」とか、もしくは「社会参加の基本は家庭にあるとの認識を醸成する」がふさわしいのではと思います。

委員：子どものしつけについてですが、例えば不登校の子ども保護者からは、子どもに対してしつけをどこまで押し出せばいいのか分からないという悩みを聞きます。「家庭の日」だけに限定しなくても、親子の居場所を増やす取り組みなどをあわせてフォローしていったらと思います。忙しいと啓発の講演会にも行けないのが実状です。

委員：子どもが悩んでいたら、家庭の大人をフォローするという取り組みが必要なんだと思います。「家庭の日」だけにこだわり過ぎているんじゃないでしょうか。

会長：「家庭の日」について、基本的な位置づけや、多方面からの協力、親子の居場所づくりなどをふくめた多様な取り組みについてご意見をいただきました。事務局、いかがでしょうか。

事務局：「家庭の日」の位置づけを整理した施策の説明文の変更については、委員のご意見を参考に生涯学習課と協議して変更したいと思います。各委員からいただいたご意見をふまえて、「家庭の日」の推進と並行した他の施策の連携について、今後検討していきたいです。

会長：「家庭の日」については、幅広い観点からどう実践するのか、様々な取り組みが必要だなと思います。引き続き、計画案につきまして、ご意見はありますでしょうか。

委員：計画の啓発についてなんですけど、子どもの貧困対策の要素としては、市民が支援や施策にアクセスできる環境の用意が重要だと思っています。計画案のダイジェスト版でも、貧困の定義、基本理念について追記をお願いします。そこに生活困窮がなければ支援対応をしないという自治体もあると聞きます。社会的排除もふくめて、子どもの貧困であることを日向市は計画として位置づけたことは全国的にもかつてないことで、非常に重要な部分です。

委員：私の方からもいいでしょうか。計画案52ページの計画を推進する庁内組織「子どもの未来応援本部（仮称）」の設置についてです。強い権限をもった組織、今までと違った組織として、ぜひ強力に進めてほしいと思います。あと、示された推進イメージに

議会に対する働きかけがありませんが、計画の議会への説明は入ってくるのでしょうか。

また市民の参画についてです。この取り組みの日常的な周知が問われると思うんです。今後、自分たちも民間委員として、地区の中で日々周知の機会を企画していきたいと思います。他の委員さん含めて、この会議の役割を共有して共に取り組みたいと思います。プラットフォームとしての学校のあり方では、地域の人に参観日には学校に来てくださいという呼びかけをするなど、学校が常に開かれているような取り組みから学校や子どもの応援者を増やしていくことが必要だと思います。今日は「家庭の日」とおして家庭の現状のとらえかたが議論になりましたが、「宮崎県家庭教育支援条例」では家庭教育を支えるという視点で県の施策や市町村との連携、県民の協力を推進するものであり、家庭に自己責任を問うていないんです。県条例とつながった取り組みの推進が必要なんじゃないかと感じました。指標と目標値の設定についての意見もありました。基本理念にたった世界の実現を目指す訳で、じゃあどうすればという点で今日のような議論が必要だと思います。なかなか目標値のとらえ方も難しいです。私個人としては、あくまで目標値は設定すべきでないかと考えますが、今日のような議論への参加がまず重要なんだと思います。以上です。

会 長：今日の議論もふりかえりながら、今後の取り組みの進め方について、各分野にわたってのご意見でした。一点、議会への働きかけについて質問がありました。

事務局：働きかけとしては定義していませんが、計画策定後に計画を配布して報告させていただき、各施策の具体的な展開にあたって、議会においてご意見をいただきたいと考えております。

会 長：今日は計画案の協議としては最後の会議になります。最終的な案に対して、意見もそれぞれの立場から出していただきました。他に意見はありませんか。大丈夫でしょうか。意見がなければ、今日の意見の最終的な計画案への盛り込みを事務局に検討いただいて、庁内手続きを経て、計画としての策定をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、議事を終了し、「その他」として今後の予定を事務局に説明いただきたいと思います。皆さん、長時間にわたって議論いただき、大変ありがとうございました。

4 その他

【事務局より説明】

事務局より、パブリックコメントを経て計画案を修正する場合は、3月24日に会議を開催する旨、説明

また、計画末尾に資料として掲載する予定の、志賀副会長執筆の「貧困の定義に関する説明」について紹介し、志賀副会長が説明

委 員：子どもの貧困を生活の困窮面、経済的困窮という観点だけでみていくと、例えば、生活保護の最低生活費は現在の仕組みでは低所得者層の消費実態との比較でしかありません。また相対的貧困の貧困線である年収122万円も等価可処分所得の中央値の半分とただ単に引かれた線でしかないんですね。故に現状の定義では、経済的困窮は恣

意的なものでしかなく、客観性がないということになります。貧困を経済的困窮からのみで考えることの問題性を書いていますし、だからこそ財・環境・能力への総合的な支援が、子どもの well-being を追求する貧困対策、施策の推進と市民総ぐるみの取り組みが必要だと資料では説明しています。

5 閉会

事務局：パブリックコメントや庁内手続きを控えておりますが、計画案の提示に至れるということで、ここで大きなけじめがつくこととなります。8回にわたって、長時間のご検討・ご議論いただき、大変ありがとうございました。以上をもって、第8回会議を閉会とさせていただきます。